

吸収分割に関する事後開示書類

株式会社NANKAI
南海電気鉄道株式会社

2026年4月1日

大阪市中央区難波五丁目1番60号
株式会社NANKAI
代表取締役社長 岡嶋 信行

大阪市中央区難波五丁目1番60号
南海電気鉄道株式会社
取締役社長 梶谷 知志

吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第791条第1項及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面)

(会社法第801条第3項に基づく事後備置書面)

株式会社NANKAI（2026年4月1日に「南海電気鉄道株式会社」より商号変更。以下「分割会社」という。）と南海電気鉄道株式会社（同日、「南海電気鉄道分割準備株式会社」より商号変更。以下「承継会社」という。）は、2025年3月31日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」という。）に基づき、効力発生日を2026年4月1日として、分割会社が営む鉄道事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行いました。

会社法第791条第1項及び第801条第3項並びに会社法施行規則第189条に基づき、本吸収分割に関する事後開示をいたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2026年4月1日

2. 分割会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に基づき、分割会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

ア、反対株主の株式買取請求

分割会社は、会社法第785条第3項及び第4項の規定により、2026年3月10日付で、分割会社の株主に対し、吸収分割をする旨並びに承継会社の商号及び住所に係る公告

を行いました。所定の期間内に、同条第1項に従って、分割会社に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

イ、新株予約権買取請求

分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

ウ、債権者の異議

分割会社は、承継会社への債務の承継を重畳的債務引受の方法により行いましたので、会社法第789条の規定による債権者保護手続は実施していません。

3. 承継会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

ア、反対株主の株式買取請求

承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

イ、債権者の異議

承継会社は、会社法第799条第2項の規定に従い、2025年11月12日付の官報及び電子公告にて債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である2026年4月1日をもって、分割会社から、分割会社が営む鉄道事業に関して有する権利義務を、本吸収分割契約の定める範囲において承継いたしました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

本吸収分割による分割会社及び承継会社の変更の登記申請は、2026年4月1日付で行いました。

6. その他重要な事項

該当事項はありません。

以上